

00940
00940

毎週火、金曜日発行（但休日に当ると、（翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の二部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（漁業の許可）

第五条 次に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ、當んではならない。但し、漁業権又は入漁権に基いてする場合は、この限りでない。

一 まき網漁業（総トン数五トン未満の船舶によりまして網を使用して行う漁業をいい、ぬいきり網漁業及びしばり網漁業を含む。）

二 流網漁業

三 まき刺網漁業

四 三重網漁業（第二種共同漁業に該当するものを除く。）

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石破

二

朗

昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号

3 昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号 (認可)

七 ごち網漁業

八 機船船びき網漁業

九 敷網漁業

十 げんしき網漁業

十一 潜水器漁業

十二 地びき網漁業

十三 船びき網漁業 (第八号に掲げる漁業を除く。)

十四 かつら網漁業

十五 しいら漬漁業

十六 小型定置漁業 (漁具を定置して営む漁業であつて、身網の設置される場所の最深部が最高潮時ににおいて、水深二十七メートル以内であるもの。)

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十七条第一項中「又は第六条各号」を削る。

第十七条第八項中「法第六十六条の二第三項」を「法第六十六条第三項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、漁業法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百五十六号。以下「法」という。)施行の日から施行する。

- 2 法による改正前の漁業法第六十六条第一項本文の規定に基づく漁業の許可であつて、この規則の施行の際に現に効力を有するものは、その有効期間の満了日までに、改正後の規則第五条の規定により許可したものとみなす。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正することに公布する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四号

・ 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取

県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「(さく河性ますを目的とするもの)」を削り、同条第十一号の次に次の六号を加える。

十二 えりやな漁業

十三 いしがま漁業

十四 褐網漁業

十五 建刺網漁業

十六 船びき網漁業

十七 うなぎひきだも漁業

第十九条中「及び第六条」を削る。

第十六条第一項中「又は第六条各号」を削る。

告 示

鳥取県告示第二十八号

畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六号の規定に基づき、豚の所有者に対しても注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 實施の区域 県内全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

5 昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号

(第3種郵便物)
司

00941

ひな白痢			
実施期日	実施区域	実施場所	
二月 四日	氣高郡氣高町重高	山本 三次	十五日 // 伯仙町 伯仙町大高
十二日 //	青谷町北河原	田中 民藏	十六日 // 堀尾 亮治 黒田 金藏
十三日 //	鹿野町寺内	原田 節	十七日 // 米子市 春日 五千石
十四日 //	氣高町重高		十八日 // 西伯郡西伯町 西伯町天津 春日
十五日 //	鹿野町今市		十九日 // 米子市 西伯郡西伯町 西伯町天津 春日
十六日 //			二十日 // 米子市 西伯郡西伯町 西伯町天津 春日
二月 八日	西伯郡西伯町	西伯町東長田	二十一日 // 米子市 西伯郡西伯町 西伯町天津 春日
九日 //	会見町	会見町賀野	二十二日 // 西伯郡西伯町 西伯町東長田
十一日 //	西伯町	西伯町法勝寺	二十三日 // 米子市 西伯郡西伯町 西伯町東長田
十三日 //	会見町	会見町賀野	二十五日 // 伯仙町 伯仙町大高
	伯仙町	伯仙町	
	日吉津村	日吉津村	

日程表

実施場所

実施区域

実施期日

別表 肝てつ			
実施期日	実施区域	実施場所	
二月 五日	氣高郡鹿野町鹿野地区	小鶴河地区	二月 五日 // 小鶴河地区
六日 //		勝谷地区	七日 // 勝谷地区
八日 //		岡木	八日 // 岡木
九日 //	氣高町逢坂地区	山宮 氣高町	九日 // 山宮 氣高町
十一日 //		郡家	十一日 // 郡家

四 実施の期日 昭和三十八年二月四日から三月三日ま

での期間

五 注射の方法 脱コロラ予防液皮下注射

四 ひな白痢検査
鶏。種鶏及び種鶏同一構内で飼育している鶏

五 実施の期日 別表のとおり

四 ひな白痢検査……皮内注射反応及び虫卵検査

五 駆除……ビチノール製剤投与

四 ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除並びにひな白痢検査を実施するかなら、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対しても検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 肝てつ症及びひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査、駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和三十七年十二月二十六日委嘱及び解嘱したので、中央労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、その氏名、閏歴等を、次のとおり告示する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県地方労働委員会長 下 田 三 子 夫

解 嘱

氏 名	生 年 月 日	職 業	経 歴	住 所	連絡方法
下 田 三 子 夫	明四二、四、二五	鳥取大学教授	第一六期（現）公益委員 前あつ旋員候補者	鳥取市西町四丁目 一五	（宅）二、六八七
村 上 義 幸	四一、九、三	弁 護 士	第一六期（現）地労委員長 第八期（現）地労委員長	円護寺一 西町三〇六	（宅）五、三七三
花 房 多喜雄	三一、一、二八	弁 護 士	前あつ旋員候補者	"	（宅）三、九八二
若 木 札	四〇、九、八	智取大学教授	前益委員六、一四、一五期公 前あつ旋員候補者	東町一丁目 一〇九	（校）三、一六一
徳 沢 義 夫	大一、一一、二一	東部支部委員長	前第一六期（現）勞仇者委員 前第一六期（現）勞仇者委員	東町一区 緑町一区	（組）三、九五六

米 村 明	一四、二、一二	支部執行委員長	全日通労組鳥取県	第一三（一六期（現）勞仇	八	敷片原町五
川 上 健 治	昭 四、七、一	鳥取全労事務局長	前あつ旋員候補者	前第一五、一六期（現）勞仇	"	"（社）四、一六、一
北 尾 才 智	大 五、三、二三	私鉄日ノ丸自動車 支部書記長	前あつ旋員候補者	前第一五、一六期（現）勞仇	"	"（社）四、一六、一
清 水 英 雄	明二八、二、二七	大同木材工業株式 会社専務取締役	前あつ旋員候補者	前第一五、一六期（現）勞仇	"	"（社）三、一七八三
鈴 木 敬 直	大 八、一、一八	鳥取経営者協会事務 局長	前あつ旋員候補者	前第一五、一六期（現）勞仇	"	"（社）三、一九九二
松 浦 武 儀	明三二、一〇、一六	鳥取家具工業株式 会社取締役社長	前第一五、一六期（現）勞仇	原西伯郡西伯町大字 寺五頭郡郡家町上峰	"	"（社）三、一九九二
金 田 文 夫	大一〇、一、三	鳥取トヨペット株 式会社取締役社長	前第一五、一六期（現）勞仇	鳥取市東品治町六	"	"（社）三、一九九二
北 岡 義 韶	五、一、二八	北岡病院院長	前第一五、一六期（現）勞仇	西伯郡西伯町一丁	"	"（社）三、一九九二
伊 佐 田 甚 藏	明二六、六、四	無 職	前第一五、一六期（現）勞仇	目三四ノ一	"	"（社）三、一九九二
谷 口 普 一 郎	昭 四、二、四	所分社会販賣委員長	前第一五、一六期（現）勞仇	立川町一丁	"	"（社）三、一九九二
岡 野 年 定	大 六、六、二三	昭和化学工業株式 会社専務取締役	前第一五、一六期（現）勞仇	目四一	"	"（社）三、一九九二
中 江 三 郎	ク 二、一、二八	総評オルグ	前第一五、一六期（現）勞仇	二階町三丁	"	"（社）三、一九九二

昭和化学工業株式

第一六期（現）使用者委員

余戸谷町

（宅）九七七

中江三郎

岡野年定

谷口普一郎

北岡義韶

伊佐田甚藏

米村明

松浦武儀

金田文夫

00946

7 昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号 (第3種郵便物)

昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号 (第3種郵便物)

6

00948

昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号 (第3種郵便物)

(認可)

00947

昭和38年2月1日 金曜日 鳥取県公報 第3398号 (第3種郵便物)

(認可) 8

川上 健治	氏名	生年月日	職業	経験及び閱歴	住所	電話番号
昭四、七、一	鳥取全労事務局長					
米村 明	大一四、二、一二	鳥取大学教授	弁護士	前あつ旋員候補者委員会長	八八八	八五五
村上 義幸	四一、一、二八	鳥取大学教授	弁護士	第一六期公認委員会長	西町三〇六	(校)三、九八二
花房 多喜雄	三一、一、二八	鳥取大学教授	弁護士	第一六期公認委員会長	西町三〇六	(校)三、九八二
若木 札	四〇、九、八	鳥取大学教授	弁護士	第一六期公認委員会長	東町一丁目	(校)三、一六一
下田 三子夫	四二、四、二五	鳥取大学教授	弁護士	第一六期公認委員会長	鳥取市西町四丁目	(校)二、六八七
権田 喜一郎	四四、四、九	鳥取大学教授	弁護士	第一六期公認委員会長	鳥取市東本町一〇	(社)二、一八七
小林 寿雄	四一、六、三〇	地労委総務課長	地労委事務局長	前あつ旋員候補者	紺屋町二七	(社)二、一三一
西尾 邦太郎	四〇、一二、二一	地労委調整課長	地労委事務局長	前あつ旋員候補者	米子市西福原	(社)二、一三六
委嘱 (昭和三十七年十二月二十六日委嘱)					○○白バ社宅内	(社)二、九三七

米田 光好	明四四、一一、一〇	神鋼機器工業株式会社 庶務、労務課長	前あつ旋員候補者	一" 鶴河原町七
上原 隼三	四五、八、一九	弁護士	第一四〇、一六期(現)公益委員	(社)一、三五〇
小泉 順三	三六、九、一六	米子北高校理事長	第一二七、一六期(現)公益委員	米子市西町一六
多田 紀	四〇、六、二八	弁護士	第一一四、一五期公益委員	米子局(宅)四、七七四
福島 哲	三四、四、一九	薬剤士	第一九、一〇期公益委員	境港市中町一六
寺沼 敏夫	三二、八	支部長	前あつ旋員候補者	境港市中町一六
桑村 治雄	二一、三	本部執行委員長	第一四五、一六期(現)劳伤委員	境港市中町一六
森灘 茲三郎	二二、九、二三	中国電力米子營業所社員	前あつ旋員候補者	西伯郡西伯町字中五九八
阿部 昇	二一、一、一七	会員長	第一一三、一四期劳伤者委員	(社)三、一
適藤 喜男	二二、九、一〇	山陰石油株式会社取締役	前あつ旋員候補者	○○白バ社宅内
松田 正雄	二二、九、一〇	米子瓦斯株式会社取締役	第一一五、一六期(現)使用	五九八
加藤 章	二一、二七	会員常務取締役	第一一五、一六期(現)使用	米子市車尾一、五
通藤 喜男	二二、二、一	境港海陸運送株式会社	前あつ旋員候補者	境港市高松町二八
権田 喜一郎	二二、二、九	境港市東本町一〇	第一一五、一六期(現)使用	(社)五、一三一
小林 寿雄	二二、六、三〇	地労委事務局長	前あつ旋員候補者	紺屋町二七
西尾 邦太郎	二二、二一	地労委調整課長	前あつ旋員候補者	米子市明治町八
委嘱 (昭和三十七年十二月二十六日委嘱)		前あつ旋員候補者委員	第一一七期使用者委員	米子局(社)二、二四五

北尾才智	大二五、三、二三	組合中國地方自動車 支部書記長	第一七期(現)労傷者委員 前あつ旋員候補者	西伯郡西伯町大字
徳沢義夫	一一、一一、一一	全通信労組鳥取県 東部支部委員長	第六(八)、一六期及び第一 七期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	(社)三、九五六
清水英雄	明二八、二、二七	大同木材工業株式 会社業務取締役	一	(社)三、九九二
鈴木実	大九、八、一一	鳥取県經營者協会 事務局次長	"	(社)三、三〇五
松浦武儀	明三二、一〇、一六	鳥取家業工業株式 会社取締役社長	日本海新聞社論説委員長	(社)五、一五
鈴木誠直	大八、一、一八	鳥取県經營者協会 事務局長	"	西市二五五
北岡義尊	五、一一、二八	北岡病院長	"	"
伊佐田甚蔵	明二六、六、四	無職	目四一	二階町三丁
谷口晋一郎	昭四、二、四	所電産労組倉吉営業 所分会執行委員長	目三四ノ一	立川町一丁
岡野年定	大六、六、一五	縞評地方オルグ	目三四	二階町三丁
井上武	一一、六、一三	興和紡績労組倉吉 支部長	目三四	立川町一丁
由谷武之	六、七、三	ヒシクラ織物株式 会社専務取締役	目三四	二階町三丁
第一七期(現)使用者委員	"	第一六期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	目三四	二階町三丁
九九ノ余戸谷町二	"	第一六期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	目三四	二階町三丁
(社)一、八三〇	"	第一六期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	目三四	二階町三丁

加納勝己	"四四、三、一〇	地労委事務局長	鳥取市庖丁人町九
小林寿雄	"四一、六、三〇	地労委総務課長	東部福祉事務所長
田中峯治	大一、一〇、二九	地労委調整課長	前身体障害者更正指導所長
		鳥取労政事務所長	八頭郡八九三東町太字

(鳥取局宅四、八九〇六)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定
発行日 火、金

名 持者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部 月額 二五〇円 (配達料共)